

岩手県監査委員告示第18号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県企業局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月5日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 企業局
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年7月4日から同月6日まで
 - (2) 本監査実施日 令和5年7月28日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年8月25日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適當なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	今回の事例、今後の取扱いについて、予算経理事務担当者会議において、企業局内への周知を図つた。 今後は、業務内容に変更が生じた場合、担当者と上司との間で変更内容を確認の上、速やかに変更契約の事務処理を行うこととした。